第八条第二項の表東京入国管理局の項分担事務の欄中「及び第十五号に掲げる事務」を削り、同項中

「調査第三担当
前項第八号に掲げる事務のうち、違反事件に関するもの（調査第一担当及び調査第二担当が分担する事務を除く。）」

を

「調査第三担当
調査第四担当」

に改める。

前項第八号に掲げる事務のうち、違反事件に関するもの（調査第一担当及び調査第二担当が分担する事務を除く。）

前項第十五号に掲げる事務

第十二条第二項中「首席審査官十一人及び首席入国警備官二人」を「首席審査官十二人及び首席入国警備官二人」に改める。

第十五条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項を次のように改める。

東京入国管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第二十六号まで及び第二十九号に掲げる事務
	第一から第八審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務
	第一及び第二審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第八審査担当が分担する事務を除く。）
	情報管理担当	第七条第一項第二十七号及び第二十八号に掲げる事務（第一から第八審査担当が分担する事務を除く。）

第二十条中「及び福岡入国管理局福岡空港出張所」を「、同局立川出張所、同局新潟出張所、大阪入国管理局京都出張所、広島入国管理局岡山出張所、同局下関出張所、福岡入国管理局博多港出張所、同局福岡空港出張所、同局鹿児島出張所及び同局那覇支局那覇空港出張所」に改める。

第二十一条の表千歳苫小牧出張所の項中「千歳苫小牧出張所」を

「千歳苫小牧出張所
新潟出張所
京都出張所
岡山出張所
下関出張所
博多港出張所
鹿児島出張所
那覇空港出張所」

に改め、同表さいたま出張所の項中「さいたま出張所
千葉出張所
新宿出張所」を「さいたま出張所
千葉出張所
新宿出張所
立川出張所」に改め、同表鹿児島出張所の項を削り、同表東部出張所の項中「東部出張所
立川出張所」を「東部出張所」に改める。

第二十二条第一項中「二百三十四人」を「二百二十八人」に改める。

第二十三条第一項中「九十三人」を「九十六人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十二号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千五百七十六円」を「千五百九十六円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○法務省令第十三号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「三千九百六十円」を「三千九百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の第六十二条第二項及び次項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十五年三月三十一日以前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五〇、八八三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五二六人	
合計	五二、四一三人	